

京丹後市告示第65号

京丹後市地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」）を定めるので、
農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日）第19条第8項の規定により公
告し、次により縦覧に供する。

令和7年3月28日

京丹後市長 中山 泰



1 縦覧期間

令和7年3月28日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

京丹後市農林水産部農業振興課